

鹿屋市プロポーザル方式の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市プロポーザル方式の実施に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「設置」を「開催」に改め、同条第2項中「設置する」を「開催する」に、「設置要領」を「開催要領」に改め、同条第3項中「所掌」を「協議」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、公募型プロポーザル方式を実施する場合において、対象業務における入札参加資格を有する者が極端に少ないときは、プロポーザル実施要領において資格審査に必要な書類を提出させた上で、入札参加資格を有する者以外の者の参加を認めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。